

考慮事項に照らした災害時連携計画（変更案）の 内容確認について

2021年6月2日

電力広域的運営推進機関 運営委員会事務局

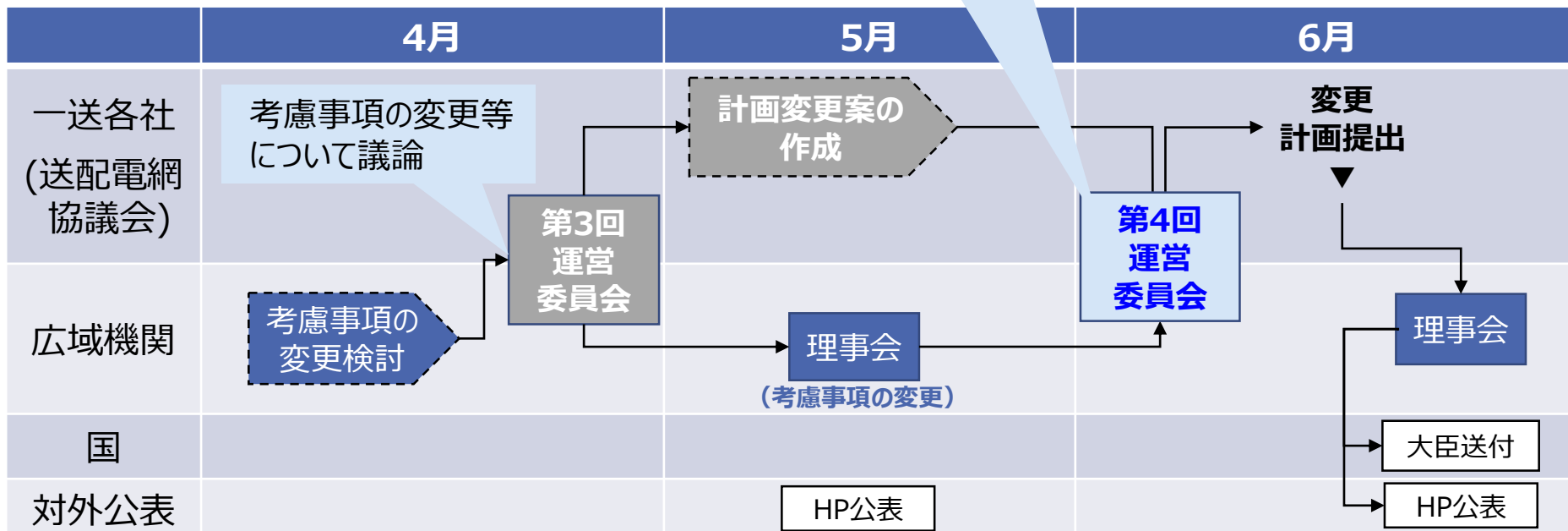
- 第3回運営委員会でのご議論を踏まえ、災害時連携計画の確認における考慮事項を変更し、HPにて公表を実施。変更後の考慮事項に照らし、災害時連携計画（変更案）について内容確認したため、その結果についてご議論させていただきたい。

【本日の内容】

災害時連携計画（変更案）の考慮事項に照らした内容確認について

【主な論点】

- 連携計画（変更案）について確認した結果、変更後の考慮事項や第3回運営委員会における委員からのご意見が概ね反映されていると考えているが、いかがか。
- また、発生が予見される災害の対応に関して、現時点では連携計画に反映できないものについては、計画への反映を継続検討するものとしてはどうか（広域機関の意見として、計画に付して大臣へ提出）。



【発災前の応動基準】

- **発災前の応動**について、特別警報が出るタイミングなど、いくらかでも基準となり得るものがあればよいのではと思料する。例えば、風水害は、特別警報そのものは直前に出るため、今回の基準にはそぐわないと思うが、**特別警報級になるだろうという情報は、気象庁の記者会見などで発表され、多くの報道等で流れるため、分かり易いかと思料する。**
- **「地震」は、直前には予知できないが**、南海トラフ地震については、少し前から気象庁から事前情報と呼ばれるもので、普段よりも起きそうな確率が高まっている旨の情報が流出している。まだ始まったばかりで実運用に落とし込むのは難しいと思うが、**先々検討する場合は、南海トラフ地震に関しては事前情報が一つの分かり易い基準**だと思料する。
- 発災前の発動要件に関して、あまり高頻度に発動するような要件にしすぎると、コストの負担の問題や対応が不発に終わるということもあると考えられるため、**適切な発動要件**を検討いただきたい。

【発災の基準、連絡体制・フロー（発災後の体制移行含む）】

- **発災発災の基準**について、停電戸数や被災事業者から要請があった等の**何等かの定義があると分かり易いのではないか**と思料する。
- 計画変更の方向性自体について異存はない。運用にあたっては、**連絡体制の移行時の体制フロー**というところが**色々なパターンを考えながら重要**になってくると思うため、そこも考慮しながら詳細を検討いただきたい。

1. 災害時連携計画（変更案）の確認ポイント
2. 災害時連携計画（変更案）の確認結果
3. まとめ

1. 災害時連携計画（変更案）の確認ポイント

- **連携計画（変更案）について、変更後の考慮事項に照らし内容を確認。**
- **確認にあたり、変更後の考慮事項や第3回運営委員会における委員からのご意見を踏まえ、具体的な確認ポイントを整理。**

連携計画の確認における考慮事項（変更後）

赤字・・・今回変更した箇所

考慮事項

災害発生時の相互協力対応を適切かつ円滑に実施するために、被災時**および被災が想定される場合**における**一般送配電事業者間の連絡体制**について確認を行う。

具体的確認事項

- **連絡体制を構築するにあたっては、以下項目を確認。**
 - a. 被災時**および被災が想定される場合**における連絡体制（**発災前から実際に発災した場合の移行を含む**）
 - ・窓口の明確化
 - ・幹事事業者決定の考え方
 - b. 被災時**および被災が想定される場合**における受け入れまでの連絡フロー（**発災前から実際に発災した場合の移行を含む**）
 - c. プッシュ型応援時の連絡体制
- **被災事業者から他の事業者に対する応援要請の考え方、応援事業者の受け入れ体制について確認。**
 - a. 応援要請の判断基準（**被災が想定される場合の基準を含む**）
 - b. 応援事業者を受け入れるための連絡体制
 - c. 応援事業者のプッシュ型応援実施の判断基準
 - d. 共同訓練を通じた実行性のある受け入れ体制の構築（共同訓練計画への反映）

連携計画（変更案）に対する確認ポイント

(1) 発災前の応動主体、応動基準

- ✓ 「誰が主体となって誰に対して応動要請するのか」という**応動主体が明確化されているか。**
- ✓ 「どういった場合に応援要請するのか」という**応動基準が災害毎に適切に反映されているか。**

(2) 発災前から発災後（復旧対応）までの連絡体制、応動フロー（移行含む）

- ✓ 「**発災前から発災後（復旧対応）まで**、誰が連絡窓口となって、いつ誰に対して何を行うのか」という**連絡窓口および基本的な応動フロー（体制移行、調整内容等）が明確化されているか。**
- ✓ **発災後の被害状況に応じた応動フロー（追加要請等）が明確化されているか。**

2. 災害時連携計画（変更案）の確認結果

- 発災前の応動について、被災事業者が主体となって応援要請を実施する旨、反映されていることを確認。
- また、現時点で予測可能な災害（台風、または大雨、暴風等）を対象に、応援要請の基準（災害の規模および要請タイミング）が反映されていることを確認。

確認ポイント

災害時連携計画の変更案（下線・・・確認箇所）

「誰が主体となって誰に
対して応動要請するの
か」という応動主体が明
確化されているか。

第10条（被災事業者の対応）

(3) 応援要請

被災事業者は、発災前において甚大な被害が予測されかつ復旧要員の不足が見込まれる等の
場合、または発災後において復旧要員が不足する等の場合には、被害の規模に応じ地域幹事
事業者を通じて応援を要請することができる。

第5条（定義）

(7) 被災事業者

非常災害により送配電設備に大規模な被害が想定される、または被害を受けた一般送配電事
業者をいう。

「どういった場合に応援要
請するのか」という応動基
準が災害毎に適切に反
映されているか。

第10条（被災事業者の対応）

(3) 応援要請

なお、発災前における応援要請にあたって、甚大な被害が予測される場合とは、非常に強いまた
は猛烈な台風について、48時間先までの予想進路に電力供給エリアが入る場合、または、大雨
特別警報、暴風特別警報等の各種特別警報が発表された場合（もしくは、発表されることが想
定される場合）をいう。

別添1 応援実施要領

2 .応援要請の手続き (1) 初動対応 b. 被災地域幹事事業者 ②応援体制の決定

被災地域幹事事業者は、被災事業者の近傍の一般送配電事業者より順に応援調整を行うこと
を基本とする。

- **発災前から発災後（復旧対応）までの基本的な応動フローが反映されていることを確認。**
- **発災後の被害状況に応じた応援の追加要請等の応動フローが反映されていることを確認。**

確認項目

災害時連携計画の変更案（下線・・・確認箇所）

「**発災前から発災後（復旧対応）まで**、誰が連絡窓口となって、いつ誰に対して何を行うのか」という**連絡窓口**および**基本的な応動フロー（体制移行、調整内容等）**が**明確化されているか**。

発災後の被害状況に応じた応動フロー（追加要請等）が**明確化されているか**。

（別添1）連絡体制フロー

【発災前】

①→④まで実施

【発災後】

⑮および並行して①→④を再度実施し、要員等が不足すると判断した場合は追加で⑤→⑭を実施（特に追加要請等必要なければ⑤→⑭は実施しない）**その後、⑮→⑰を実施**

<参考：連絡体制フロー（抜粋）>

凡例：●…起点箇所、○…関係箇所

項目	被災事業者	被災地域 幹事事業者	地域 幹事事業者	応援事業者
①被害・復旧状況などの把握（想定※1）	●			
②～③ 中略				
④応援要請の必要性を判断・確認	●			
⑤復旧用資機材・役務の応援要請	● →	○ →	○ →	○
⑥～⑬ 中略				
⑭応援状況の管理（情報の共有）	○ ←	● →	○ →	○
⑮災害復旧工事※3	復旧工事			
⑯ 中略				
⑰応援役務の撤収	● →	○ →	○ →	○

※1 発災前に応援要請する場合

※3 災害復旧工事の体制は別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」参照
（被災事業者からの要請に基づき、作業を実施）

(参考) 災害時連携計画 (別添1: 連絡体制フロー)

凡例: ●…起点箇所、○…関係箇所 10

項目	広域機関	被災事業者	被災地域 幹事事業者	地域 幹事事業者	応援事業者
①被害・復旧状況などの把握 (想定※1)		●			
②被害・復旧状況 (想定※1) 等の情報提供・ 出社要請および応援体制の構築		●	←→○	←→○	←→○※2
③復旧用資機材等の所要数確認・把握		●			
④応援要請の必要性を判断・確認		●			
⑤復旧用資機材・役務の応援要請		●	→○	→○	→○※2
⑥応援可能数の報告・集約 (復旧用資機材・役務)			○	←○	●※2
⑦応援事業者・応援数の決定 (復旧用資機材・役務)		○	←●		
⑧広域機関との連絡調整	○	←●			
⑨応援事業者および応援数の決定通知 (復旧用資機材・役務)			●	→○	→○※2
⑩復旧用資機材の輸送計画作成依頼		●	→○	→○	→○
⑪復旧用資機材の輸送計画報告		○	←●	←●	←●
⑫復旧用資機材・役務の輸送		○	←●	←●	←●
⑬復旧用資機材の受領結果報告		●	→○	→○	→○
⑭応援状況の管理 (情報の共有)		○	←●	→○	→○※2
⑮災害復旧工事※3			復旧工事		
⑯災害復旧完了			完了		
⑰応援役務の撤収		●	→○	→○	→○

※1 発災前に応援要請する場合 ※2 上記②⑤⑥⑨⑭については、応援を実施しない各事業者へも情報連携する

※3 災害復旧工事の体制については別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」参照 (被災事業者からの要請に基づき、作業を実施)

3. 確認結果まとめ

- 連携計画（変更案）について確認した結果、変更後の考慮事項や第3回運営委員会における委員からのご意見が概ね反映されていると考えているが、いかがか。
- また、現時点では連携計画に反映することはできないが、将来的に新たに具体化できうる事項として、以下が挙げられるが、その他にご意見はあるか。
- なお、本日の議論を踏まえ、連携計画について、大臣への変更届出・公表手続きを進めたい。

<災害時連携計画に関する経済産業大臣への意見（案）>

- 南海トラフ地震については、発生の可能性が高まっている等の事前情報が発せられることから、それに対する社会全体の対応の在り方に係る議論も踏まえながら、応動基準等の検討を進めていくとともに、必要に応じて連携計画に反映することが適当と考える。